

奈良市公報				令和 6 年 9 月 17 日 発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長	
第 128 号					
目次					
規 則					
月	日	番号	件 名	主 管	
8	19	42	奈良市公報号外第 24 号に掲載	障がい福祉課	
8	19	43	奈良市公報号外第 24 号に掲載	保健予防課	
8	19	44	奈良市公報号外第 24 号に掲載	保健給食課	
告 示					
月	日	番号	件 名	主 管	
8	16	435	道路の区域変更	土木管理課	
8	16	436	道路の供用開始	土木管理課	
8	16	437	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
8	16	438	指定管理者の公募	奈良町にぎわい課	
8	20	439	奈良市公報号外第 24 号に掲載	人事課	
8	21	440	障害児通所給付費徴収金督促状の公示送達	障がい福祉課	
8	21	441	放置自転車等の保管	環境政策課	
8	22	442	農用地利用集積計画の決定	農政課	
8	23	443	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
8	23	444	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課	
8	23	445	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課	
8	26	446	開発行為に関する工事の完了	開発指導課	
8	26	447	放置自転車等の保管	環境政策課	
8	27	448	住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況	市民課	
8	28	449	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課	
8	28	450	道路の位置指定	建築指導課	
8	29	451	差押調書の公示送達	滞納整理課	
8	30	452	奈良市議会定例会の招集	総合政策課	
8	30	453	指定納付受託者の指定	納税課	
訓 令 甲					
月	日	番号	件 名	主 管	
8	16	4	奈良市公報号外第 24 号に掲載	総務課	

令和6年9月17日
(火曜日)

奈良市公報

第128号

教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
8	16	16	定例教育委員会を開催	教育政策課
8	16	1	奈良市公報号外第24号に掲載	教育政策課
8	27	6	奈良市公報号外第24号に掲載	いじめ防止生徒指導課

告

示

奈良市告示第 435 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	中部第 676 号線	大宮町七丁目 379 番 1 地先から 大安寺七丁目 531 番 7 地先まで	前	3.9～4.5	82	
			後	3.9～6.5	82	

(令和 6 年 8 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 436 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	中部第 676 号線	大宮町七丁目 379 番 1 地先から	大宮町七丁目 531 番 7 地先まで	L=82 W=3.9～6.5

(令和 6 年 8 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 437 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 8 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 3 月 1 日 奈良市指令整開 第 23A-32 号

令和 6 年 8 月 7 日 奈良市指令整開 第 23A-32-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 8 月 16 日 第 1908 号

公共施設 令和 6 年 8 月 16 日 第 961 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄北二丁目 477 番 1 及び 478 番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 伊藤 一徳

5 公共施設の種類、位置及び区域

道 路：奈良市富雄北二丁目 477 番 1 及び 478 番の各一部

(令和 6 年 8 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 438 号

奈良町にぎわいの家及び奈良市ならまち格子の家の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管

理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 2 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 8 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公の施設の所在地及び名称

- (1) 奈良市中新屋町 5 番地
奈良町にぎわいの家
- (2) 奈良市元興寺町 44 番地
奈良市ならまち格子の家

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町にぎわいの家
 - ア 奈良町にぎわいの家の事業の実施に関すること。
 - (ア) 奈良町の地域活性化に関すること。
 - (イ) 奈良町の生活文化の保存及び継承に関すること。
 - (ウ) 市民と観光客の交流の促進に関すること。
 - (エ) 教育機関との連携に関すること。
 - (オ) 奈良町の観光案内に関すること。
 - (カ) その他奈良町にぎわいの家の設置目的を達成するために必要な事業
 - イ 奈良町にぎわいの家の利用制限に関すること。
 - ウ 奈良町にぎわいの家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - エ その他市長が定めること。
- (2) 奈良市ならまち格子の家
 - ア 奈良市ならまち格子の家の事業の実施に関すること。
 - (ア) 生活民具、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関すること。
 - (イ) 観光の案内に関すること。
 - (ウ) その他奈良市ならまち格子の家の設置目的を達成するために必要な事業
 - イ 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。
 - ウ 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - エ その他市長が定めること。

3 指定予定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市鳴川町 37 番地 4
奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

(2) 申請期間

令和 6 年 8 月 16 日から令和 6 年 9 月 17 日まで

(3) 提出書類

奈良町にぎわいの家及び奈良市ならまち格子の家指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良町にぎわいの家及び奈良市ならまち格子の家指定管理者事業計画書
- イ 奈良町にぎわいの家及び奈良市ならまち格子の家指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- キ 団体が令和 5 年度分（当該年度分が確定していない場合は前年度分）の法人市町村民税（法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合は、団体の代表者の個人市町村民税）の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者

の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良町にぎわいの家及び奈良市ならまち格子の家指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

電話 0742-24-8936

(令和 6 年 8 月 16 日揭示済)

奈良市告示第 440 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項の規定に基づく障害児通所給付費徴収金督促状については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部障がい福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 8 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

障害児通所給付費徴収金督促状

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 6 年 8 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 441 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 8 月 14 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 8 月 21 日揭示済)

奈良市告示第 442 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 8 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸
(令和 6 年 8 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 443 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 5 月 28 日 奈良市指令整開 第 23A-43 号

令和 6 年 7 月 12 日 奈良市指令整開 第 23A-43-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 8 月 23 日 第 1909 号

公共施設 令和 6 年 8 月 23 日 第 962 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町 183 番 1 及び 183 番 3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市法蓮町 1163 番地

岡本 猛

奈良県奈良市西大寺国見町一丁目 4 番 1-1 号

大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支店長 大矢 卓司

5 公共施設の種類、位置及び区域

道 路：奈良市法蓮町 183 番 1 の一部

調整池 A 区画：奈良市法蓮町 183 番 1 の一部

調整池 B 区画：奈良市法蓮町 183 番 3 の一部

(令和 6 年 8 月 23 日揭示済)

奈良市告示第 444 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ファミリークリニック戸田	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目 1-13	令和 6 年 6 月 25 日
クリニック 青い鳥	奈良県奈良市芝辻町二丁目 11-1ML ビル 2F	令和 6 年 6 月 30 日

(令和 6 年 8 月 23 日揭示済)

奈良市告示第 445 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
たんしょう内科腎臓内科皮膚科クリニック	奈良県奈良市鳥見町二丁目 8 番地 7	令和 6 年 8 月 1 日
ファミリークリニック戸田	奈良県奈良市登美ヶ丘一丁目 1-13	令和 6 年 6 月 26 日
エバグリーン薬局押熊店	奈良県奈良市押熊町 437 番地	令和 6 年 8 月 1 日
セイムス近鉄奈良薬局	奈良県奈良市東向南町 23 番 1 号コトモール 1F	令和 6 年 8 月 1 日
米田薬局ならまち店	奈良県奈良市紀寺町 911 番地 1 号	令和 6 年 8 月 1 日

(令和 6 年 8 月 23 日揭示済)

奈良市告示第 446 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 8 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 2 月 5 日 奈良市指令整開 第 23A-26 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 8 月 26 日 第 1910 号

公共施設 令和 6 年 8 月 26 日 第 963 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条畑一丁目 5150 番 4、5151 番の一部、5152 番 1、5152 番 2、5803 番及び 5804 番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町 113 番 4

株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記

5 公共施設の種類、位置及び区域

道 路：奈良市五条畑一丁目 5150 番 4、5151 番の一部及び 5152 番 1 の一部

下水道：奈良市五条畑一丁目 5150 番 4、5151 番及び 5152 番 1 の各一部

調整池：奈良市五条畑一丁目 5151 番及び 5803 番の各一部

(令和 6 年 8 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 447 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 8 月 21 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 6 年 8 月 26 日揭示済）

奈良市告示第 448 号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

令和5年4月1日～令和6年3月31日閲覧者

(市 民 課)

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 西沢 豊 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第16回メディアに関する全国世論調査」	令和5年4月27日	大安寺七丁目1～ 満18歳以上(平成17年6月末日まで生まれ)日本人の男女個人 19人
株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「テレビ視聴に関する調査」	令和5年5月24日	出屋敷町 16歳以上(平成19年6月末日まで生まれ)の日本人男女 14人
内閣府大臣官房政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	がん対策に関する世論調査	令和5年5月24日	法華寺町 令和5年6月30日現在で、満18歳以上の日本国籍を有する者 16人
朝日新聞社 メディア事業本部 マーケティング部 部長 小島 雄一 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	くらしと情報についてのおたずね	令和5年6月27日	奈良市四条大路二丁目 満15歳以上の日本人の男女(平成20年8月末日まで生まれ) 25人
総務省 大臣官房総括審議官 鈴木 信也 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 龍治	通信利用動向調査	令和5年7月11日	①南京終町七丁目、②押熊町、③中登美ヶ丘一丁目、④左京三丁目 20歳以上(平成15年4月1日以前生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は20歳以上男女個人) ※1区分から、一定間隔にて43人の世帯構成員を抽出(計4区分、合計172世帯) 172人
株式会社 時事通信社 大阪支社長 田畑 裕 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	住民意識調査(くらしと環境に関する世論調査)	令和5年8月21日	①白毫寺町、②大安寺六丁目、③西大寺南町 満20歳以上(平成15年9月末日まで生まれ)日本人の男女 66人
法務省 出入国在留管理庁 次長 丸山 秀治 株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査	令和5年9月5日	杉ヶ町 令和5年8月1日現在で、満18歳以上の日本国籍を有する者 26人
内閣府孤独・孤立対策担当室長 山本 麻里 株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	孤独・孤立の実態把握のための全国調査(人々のつながりに関する基礎調査)	令和5年9月5日	西大寺小坊町 令和5年12月1日現在で、満16歳以上の男女個人 50人
内閣府大臣官房政府広報室長 廣瀬 健司 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	生活設計と年金に関する世論調査	令和5年9月11日	西大寺新池町 令和5年10月31日現在で、満18歳以上の日本国籍を有する者 15人
消費者庁長官 新井 ゆたか 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費者意識基本調査	令和5年9月13日	青山六～七丁目 平成20年10月31日以前に出生の男女個人(令和5年11月1日に15歳以上の一般個人) 25人
内閣府大臣官房政府広報室長 廣瀬 健司 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	国民生活に関する世論調査	令和5年9月15日	西大寺南町2～17、三条松町15～28 平成17年10月31日以前に出生の男女個人(令和5年10月31日に18歳以上の一般個人) 29人
独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長 松下 幸生 株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	国民の娯楽と健康に関するアンケート	令和5年9月20日	藤ノ木台一丁目 令和5年11月1日時点で、18歳以上74歳以下の日本国籍を有する者 58人
公益財団法人 笹川スポーツ財団 理事長 渡邊 一利 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 留治	活動量計による身体活動・スポーツの実態把握調査	令和5年9月21日	秋篠町 20歳～79歳の男女(昭和18年10月2日～平成14年10月1日生まれ) 13人

令和5年4月1日～令和6年3月31日閲覧者

(市民課)

閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
こども家庭庁成育局安全対策課 課長 鈴木 達也 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	青少年のインターネット利用環境実態調査	令和5年9月21日	押熊町、秋篠町、学園大和町三～四丁目 0歳以上17歳以下の男女(平成17年11月2日～令和5年11月1日生まれ) 40人
農林水産省消費・安全局長 安岡 澄人 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	令和5年度食育に関する意識調査	令和5年9月26日	神殿町 満20歳以上(平成15年10月末日まで生まれ)日本人の男女 26人
文化庁国語課 課長 今村 聡子 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	国語に関する世論調査	令和5年11月8日	元興寺町、納院町、薬師堂町、青山三丁目 満16歳以上(平成19年12月末日まで生まれ)日本人の男女 34人
株式会社 野村総合研究所 常務執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関する調査	令和5年11月8日	佐紀町2216～ 満16歳以上(平成19年12月末日まで生まれ)日本人の男女 14人
日本銀行 情報サービス局 局長 小牧 義弘 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するアンケート調査	令和5年11月22日	下御門町、宿院町、勝南院町、葛満池町、松陽台一～二丁目 20歳以上の男女(平成16年1月31日生まれまで) 15人
法務省 法務総合研究所研究部長 熊澤 貴士 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	第6回犯罪被害実態(暗数)調査	令和5年11月22日	芝辻町四丁目 16歳以上の男女(平成19年12月31日生まれまで) 28人
福井県 健康福祉部こども未来課長 川上 進太 株式会社 アド・ジャパン 代表取締役 髙瀬 俊英	福井県子育て意識調査	令和5年12月6日	奈良市内一円 令和5年11月1日現在、20～40代の男女 206人
立命館大学 産業社会学部部長 黒田 学 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	中高年期の家族生活についての全国調査	令和5年12月7日	法華寺町、日笠町 50～79歳(昭和19年1月1日から昭和48年12月末日まで生まれ)日本人の男女 25人
大阪商業大学 学長 谷岡 一郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	第16回生活と意識についての国際比較調査	令和5年12月12日	若菜台二丁目 20歳以上89歳以下(昭和9年1月1日から平成15年12月31日まで生まれ)日本人の男女 14人
立命館大学 産業社会学部部長 黒田 学 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	中高年期の家族生活についての全国調査	令和5年12月15日	大野町、中之庄町 50～79歳(昭和19年1月1日から昭和48年12月末日まで生まれ)日本人の男女 5人
内閣府経済社会総合研究所長 村山 裕 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	消費動向調査	令和6年1月24日	高畑町、紀寺町、福智院町、十輪院畑町、公納堂町、毘沙門町、芝突抜町、十輪院町 日本国籍を有する男女個人 72人

令和5年4月1日～令和6年3月31日閲覧者

(西部出張所住民課)

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名)	請求事由(利用目的)の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「2023年度全国個人視聴率調査」	4月18日	学園南一丁目 15人 7歳以上の男女(平成28年12月31日生まれまで)
日本銀行 情報サービス局 局長 上口 洋司 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」(第95回)	5月23日	帝塚山二丁目～三丁目 14人 20歳以上の男女(平成15年7月31日生まれまで)
朝日新聞社 メディア事業本部 マーケティング部長 小島 雄一 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「2023年 新聞およびWeb利用に関する総合調査(調査票タイトル:「くらしと情報についてのおたずね」)	6月29日	青垣台一丁目～三丁目 24人 満15歳以上(平成20年8月末日まで生まれ)の日本人の男女
内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」	7月13日	①二名平野一丁目～二丁目、二名五丁目 15人 ②富雄元町一丁目 15人 18歳以上(平成17年8月末日まで生まれ)の日本人の男女
一般社団法人 日本家族計画協会 代表理事理事長 三橋 裕行 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	「第9回 男女の生活と意識に関する調査」	7月18日	西登美ヶ丘六丁目～七丁目 20人 昭和48年9月1日～平成19年8月31日に出生の日本国籍を有する男女個人(令和5年9月1日に16～49歳の一般個人)
株式会社 時事通信社 大阪支社長 田畑 裕 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「住民意識調査(くらしと環境に関する世論調査)」	8月24日	中登美ヶ丘五丁目 21人 20歳以上(平成15年9月末日まで生まれ)の日本人の男女
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 心理社会研究室長 嶋根 卓也 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	第15回薬物使用に関する全国住民調査(飲酒・喫煙・くすりの使用についての全国調査)	8月29日	中山町西一丁目～二丁目 21人 昭和33年10月1日～平成20年9月30日に出生の日本国籍を有する男女個人(令和5年10月1日に15～64歳の一般個人)
内閣府男女共同参画局 男女共同参画局長 岡田 恵子 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「令和5年度男女間における暴力に関する調査」	10月25日	学園中三丁目 28人 18歳以上59歳以下(昭和38年12月1日から平成17年11月30日まで生まれ)の日本人の男女
日本銀行 情報サービス局 局長 小牧 義弘 株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」(第98回)	2月7日	三松一丁目～二丁目 15人 20歳以上の男女(平成16年4月30日生まれまで)

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日閲覧者

【北部出張所】

閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	請求事由（利用目的）の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
公益財団法人 笹川スポーツ財団 理事長 渡邊 一利	「子ども・青少年のスポーツライフに関する調査」（第 10 回）	令和 5 年 5 月 11 日	右京二丁目 4～21 歳（平成 13 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれ）の男女 30 人
㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治			
㈱時事通信社 大阪支社長 田畑 裕	「住民意識調査（くらしと環境に関する世論調査）」	令和 5 年 9 月 6 日	朱雀四丁目 20 歳以上（平成 15 年 9 月末日まで生まれ）の日本人の男女 21 人
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦			

(令和 6 年 8 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 449 号

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和 6 年 8 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 開所時間の変更

令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの開所時間を次のとおりとする。

施 設 名	開所時間
奈良市観光センター	午前 10 時から午後 5 時まで

(令和 6 年 8 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 450 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 6 年 8 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市六条町 113 番 4
申 請 者 氏 名	株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
道 路 の 位 置	奈良市法華寺町 1216 番 5、1216 番 7 の一部、1217 番 1 の一部、1217 番 3、1238 番 9 の一部及び 1244 番の一部
道 路 の 幅 員	最大 5.54m 最小 4.00m
道 路 の 延 長	32.37m
指 定 年 月 日	令和 6 年 8 月 28 日
指 定 番 号	第 R0517 号

(令和 6 年 8 月 28 日揭示済)

奈良市告示第 451 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 8 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 6 年 8 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 452 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 6 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集する。

令和 6 年 8 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(令和 6 年 8 月 30 日揭示済)

奈良市告示第 453 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号丸の内トラスト タワー 20 階 株式会社ピアトゥー 代表取締役社長 杉田 真志	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふる さと応援寄附」に関する寄附金

2 指定期間

令和 6 年 8 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(令和 6 年 8 月 30 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 16 号

令和 6 年 8 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 8 月 16 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 6 年 8 月 20 日（火） 午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）奈良市教育委員会事務専決規程（昭和 49 年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）の一部改正について

教育長報告（2）令和 6 年度 9 月補正予算要求額について

議事

議案第 22 号 令和 6 年度奈良市教育委員会施策評価報告書（令和 5 年度教育委員会活動の点検・評価報告）について

議案第 23 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第 24 号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の解嘱及び委嘱について

議案第 25 号 奈良市いじめ調査委員会規則の一部改正について

議案第 26 号 令和 7 年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

協議事項

協議事項（1）第二次奈良市子ども読書活動推進計画（素案）について

奈良市立学校図書館ガイドラインの改訂について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 6 年 8 月 16 日揭示済)